

健 生 発 1218 第 2 号
令 和 6 年 12 月 18 日

各
都 道 府 県 知 事
保健所設置市長
特 別 区 長
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について

公衆浴場において使用する水の衛生管理に関しては、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添 1）に基づき、実施していただいているところです。

下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省・環境省令第 1 号）による下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）の一部改正が令和 7 年 4 月 1 日に施行されることを踏まえ、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を別紙のとおり改正し、同日より適用することといたしましたので、関係者に対して周知を図るとともに、公衆浴場において使用する水の衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。